6 月

備蓄品の確認をしよう!

今月は備蓄品の確認を行う月になっています。今一度、ゲリラ豪雨や台風に備えて、備蓄品について考えましょう。

消費者庁ではこのような注意喚起を行って います。



賞味期限の切れた災害備蓄食品について

決められた方法に従って保存された賞味期限切れ災害備蓄食品が、過度な食品ロスにつながらないよう、以下の点にご留意ください。

「賞味期限」とはおいしく食べられる期限のことであり、食べられなくなる期限 ではありません。期限を過ぎたら食べない方がよい「消費期限」とは異なります。 食品の保存に当たっては、記載されている保存方法を守ることが大切です。一度開 けた食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

また、飲料水は、賞味期限を超過しても一律に飲めなくなるものではありません。 品質の変化が極めて少ないことから、一部のものについては期限表示(消費期限・賞味期限)の省略も可能としています。

(消費者庁ホームページより引用)

なお、農林水産省から『緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド』が出されています。参考までに一部掲載しますので、ご興味のある方はぜひご覧ください。

